被災者支援室からのお知らせ

仮設住宅の退去手続きについて

新たな住宅の建築・購入や災害公営住宅、賃貸物件への転居などにより、新たに住家を確保された場合は、「応急仮設住宅の退去手続き」が必要になります。大槌町役場まで退去予定日と時間をお知らせいただくようお願いします。

手続きの方法や手順については以下のとおりとなります。

引っ越しが決まり次第、被災者支援室に連絡してください。

・被災者支援室と退去の立会い（部屋の点検と鍵の返却）の日時を調整してください。
・「応急仮設住宅退去届」の記入・提出と、「入居決定通知書」の提示（退去立会の時も可）をお願いします。

住居の原状回復（※入居前の状態に戻すこと）をお願いします。

■清掃のお願い

退去時は家財を搬出した後に、住宅の内部、外回りをくまなく清掃してください。次の人が気持ちよく入居できるようにご協力をお願いします。

■清掃していただく場所

①各部屋、風除室、物置、建具、ガラス
②エアコン（フィルター）
③トイレ、浴室
④台所、換気扇
⑤郵便受け（空になっていることを確認）
※（1）破損箇所がある場合には、検査前に必ず自分で修繕してください。
（2）個人で取りつけたもの（BS アンテナ、増設したアンテナ線、棚など）がある場合には、必ず撤去してください。

■持ち出していただくもの

①家電６点セット（冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電子レンジ、テレビ、電気ポット）
②扇風機、掃除機、ファンヒーター（ご支援品:ダイニチ工業製）
③下駄箱、レンジ台
④日用品（布団、生活雑貨）など

■持ち出してはいけないもの

①岩手県が配備した暖房器具（ファンヒーター〈トヨトミ製〉、電気こたつ〈布団含む〉、ホットカーペットのうち、希望したもの１点）
②畳、カーテン、網戸、風呂のふた、物置
③エアコン、リモコン
④ガスコンロ、給湯設備、浄水器（ろ過カートリッジ含む）
⑤照明器具、電球
⑥消火器
⑦洗濯機の排水口のエルボ
⑧各設備の取扱説明書

住所変更、ライフライン等（電気、ガス、水道、電話、郵便）の手続きをお願いします。

■役場町民課で住所変更の手続きを行ってください。

新居に住み始めてから１４日以内に住民異動届（転居届、転出届）の提出をお願いします。

■水道の連絡

大槌町水道事業所	TEL 0193-42-2035

※「水道使用異動届」は、使用開始または停止する日の５日前までに提出してください。

■電気料金・各種お手続き

東北電力	TEL 0120-175-266

※ 入居時にアンペア変更した人は、あわせて変更手続きをしてください。

■ガス会社への連絡

仮設団地名	ガス会社	電話番号
吉里吉里、大槌、大槌第5C・7・12・14、小鎚、小鎚第2・3・6・11・13	鈴藤商店	0193-42-3362
吉里吉里第2・3、大槌第5A・11、小鎚第5A・21	川勝プロパン	0193-44-2858
吉里吉里第5・6、赤浜第3・5、大槌第6、小鎚第14・16・17・19・20	カメイ	0193-55-4026
吉里吉里第4、赤浜、赤浜第2・4、大槌第3・8、小鎚第7・9・10、金澤	赤武ガス	0193-42-3167
安渡、安渡第2、大槌第5D・5E、小鎚第4（8号棟~）・12	釜石ガス	0193-22-3535
安渡第3、大槌第9・10	後藤プロパン	090-1068-0720
大槌第2・4・5B	㈲ JA とおのライフサービス	0193-42-2668
小鎚第4（1号棟~7号棟）	日通プロパン	0193-23-6666
小鎚第5B・8・15	ミライフ	0193-28-4211

■電話（インターネット）移設手続き

ＮＴＴ東日本	TEL １１６

■郵便局への転居手続き　最寄りの郵便局で手続きを行ってください。

■車庫証明の住所変更（普通自動車を所有されている人）　申請・相談先　釜石警察署交通課　TEL 0193-25-0110

問 被災者支援室　TEL 0193-42-8718

みなし仮設住宅（民間賃貸住宅）の退去手続きについて

民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅（みなし仮設住宅）を退去するときは、県に「民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅解約申出書」を提出してください。または、電話で事前にご連絡ください。

原則として、退去予定日の 40 日前までに届出が必要になりますが、近々に退去する人は、まずは電話でご連絡ください。

※「民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅解約申出書」は岩手県のホームページからダウンロードできます
○岩手県ホームページ　http//.pref.iwate.jp「みなし仮設」で検索

問 被災者支援室　TEL 0193-42-8718

町民課からのお知らせ

過去 2 年間に国民年金保険料の未納期間がある人へ

■国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ない時や失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

■平成 26 年 4 月からは過去 2 年 1 ヵ月分の免除申請ができるようになります。

○これまでは、過去分の国民年金保険料の免除（※）が受けられる期間は、申請の直前の 7 月（学生納付特例は直前の 4 月）までの 1 年以内でした。
※「免除」とは、全額免除、一部免除（4 分の 3、半額、4 分の 1）、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。
○平成 26 年 4 月からは、申請時点の 2 年 1 ヵ月前の月分まで申請できるようになります。

■失業などの特例免除の対象期間も拡大されます

○災害・失業などを理由とした免除（特例免除といいます）は、これまでは、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。
○平成 26 年 4 月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年 6 月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。（平成 26 年 3 月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2 年 1 ヵ月前までです）

◆ご注意ください◆

○ 2 年 1 ヵ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受給できない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、お早めに申請ください。
○申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去 10 年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。また、年金を受給できなかった人は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去 10 年以内に納め忘れの保険料がある人は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は**平成 27 年 9 月 30 日**までとなっていますので、お早めに申し込みください。

■後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた人で、平成 16 年 4 月以降分の後納保険料の納付がお済でない人は、納付書に記載された使用期限（平成 26 年 3 月 31 日）までに納付をお願いします。なお、使用期限までに納付できなかった人が、平成 26 年 4 月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書にて納付願います。

◆ご注意ください◆

平成 16 年 3 月以前の後納保険料は、10 年を超えるため平成 26 年 4 月以降は納付できません。

※ご不明な点がありましたら、町民課国保年金班窓口または、宮古年金事務所までお問い合わせください。

問 町民課国保年金班　TEL 0193-42-8713　宮古年金事務所　TEL 0193-62-1963